

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

北海道道路管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成19年3月23日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第23号

北海道道路管理規則の一部を改正する規則

北海道道路管理規則（昭和58年北海道規則第79号）の一部を次のように改正する。

目次中「第3章 道路の占用（第7条―第20条）」を「第3章 道路の占用（第7条―第19条）」に、「第4章 滞納処分（第20条・第20条の2）」を「第4章 滞納処分（第20条・第19条）」に、「第5章 雑則（第24条）」を「第5章 雑則（第24条・第25条）」に改める。

第7章を第8章とし、第6章を第7章とする。

第22条第1項中「別記第14号様式」を「別記第15号様式」に改める。

第5章を第6章とする。

第21条第1項中「別記第13号様式」を「別記第14号様式」に改める。

第4章を第5章とする。

第19条の次に次の章名を付する。

第4章 滞納処分

第20条を次のように改める。

（滞納処分執行者証）

第20条 法第73条第3項の規定による同条第1項に規定する負担金等並びに同条第2項に規定する手数料及び延滞金（以下これらを「徴収金」という。）の徴収（以下「滞納処分」という。）のため財産の差押え、質問、検査又は捜索を行う場合において、当該職務を行うべき命令を受けた職員（以下「執行者」という。）は、別記第13号様式の滞納処分執行者証（以下「執行者証」という。）を携帯しなければならない。

2 執行者証は、本庁の執行者にあつては知事が、支庁の執行者にあつては支庁長が交付するものとする。

3 執行者は、執行者証を亡失したときは、直ちに当該執行者証を交付した知事又は支庁長に届け出なければならない。

4 執行者は、その身分を失ったときは、直ちに執行者証を当該執行者証を交付した知事又は支庁長に返還しなければならない。

第4章中第20条の次に次の1条を加える。

（徴収の引継ぎに関する規定の準用）

第20条の2 北海道税外諸収入金の徴収に関する条例施行規則（昭和35年北海道規則第100号）第4条及び第5条の規定は、滞納処分について準用する。

| 目次 | ページ |
|---|-----|
| 規 則 | |
| ○北海道道路管理規則の一部を改正する規則.....（道路課） | 49 |
| ○河川法施行細則の一部を改正する規則.....（河川課） | 50 |
| ○砂防法施行細則の一部を改正する規則.....（砂防災害課） | 51 |
| ○海岸法施行細則の一部を改正する規則.....（砂防災害課） | 51 |
| 訓 令 | |
| ○北海道官報報告規程の一部を改正する訓令.....（法制文書課） | 52 |
| ○北海道有林野の整備及び管理に関する規程の一部を改正する訓令.....（道有林課） | 54 |
| 告 示 | |
| ○特定調達契約に係る落札者等の公示.....（総務業務センター） | 55 |
| ○家畜伝染病検査の命令（7件）.....（畜産振興課） | 55 |
| ○土地改良区の役員の就任及び退任の届出.....（農業支援課） | 59 |
| ○道営土地改良事業計画の決定.....（農業施設管理課） | 60 |
| ○道営土地改良事業変更計画の決定.....（農業施設管理課） | 60 |
| ○知事権限に係る保安林の指定の予定.....（治山課） | 60 |
| ○知事権限に係る保安林の指定.....（治山課） | 61 |
| ○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定.....（治山課） | 61 |
| ○道路の供用の開始.....（道路課） | 61 |
| ○道路の区域の変更及び供用の開始.....（道路課） | 62 |
| ○北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定の一部改正.....（出納局総務課） | 62 |
| 道公安委員会規則 | |
| ○道路交通法の規定に基づく講習に関する規則の一部を改正する規則..... | 62 |
| 道警察本部告示 | |
| ○交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の一部改正..... | 62 |
| ○安全運転教育巡回講習実施規程の廃止..... | 69 |

| 規 則 | 規 則 |
|-----|-----|
|-----|-----|

第24条の次に次の1条を加える。

（権限の委任）

第25条 支庁に属する徴収金（第20条の2において準用する北海道税外諸収入金の徴収に関する条例施行規則第4条又は第5条の規定により徴収の引受けをしたものを含む。）に係る滞納処分の事務は、当該支庁の長に委任する。

別記第1号様式、別記第3号様式、別記第11号様式及び別記第12号様式中「道路管理者」を削る。

別記第14号様式中「平成」を削り、同様式を別記第15号様式とする。

別記第13号様式中「道路管理者」を削り、同様式を別記第14号様式とし、別記第12号様式の次に次の1様式を加える。

別記第13号様式（第20条関係）

| | |
|---|-----------------|
| 写真ちょう付欄 | 第 号 |
| | 滞 納 処 分 執 行 者 証 |
| | 所 属 |
| | 職 名 |
| | 氏 名 |
| | 年 月 日 生 |
| | 年 月 日 交 付 |
| <p>上記の者は、道路法（昭和27年法律第180号）第73条第3項の規定による同条第1項に規定する負担金等並びに同条第2項に規定する手数料及び延滞金の徴収のため財産の差押え、質問、検査又は捜索を行うべき命令を受けた職員であることを証明します。</p> | |
| 印 | |

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際現にこの規則による改正前の北海道道路管理規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の北海道道路管理規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

河川法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月23日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第24号

河川法施行細則の一部を改正する規則

河川法施行細則（昭和40年北海道規則第35号）の一部を次のように改正する。

第11条を第13条とし、第10条の次に次の2条を加える。

（滞納処分執行者証）

第11条 法第74条第3項の規定による滞納処分（以下「滞納処分」という。）のため財産の差押え、質問、検査又は捜索を行う場合において、当該職務を行うべき命令を受けた職員（以下「執行者」という。）は、別記第6号様式の滞納処分執行者証（以下「執行者証」という。）を携帯しなければならない。

2 執行者証は、本庁の執行者にあつては知事が、支庁の執行者にあつては支庁長が交付するものとする。

3 執行者は、執行者証を亡失したときは、直ちに当該執行者証を交付した知事又は支庁長に届け出なければならない。

4 執行者は、その身分を失ったときは、直ちに執行者証を当該執行者証を交付した知事又は支庁長に返還しなければならない。

（徴収の引継ぎに関する規定の準用）

第12条 北海道税外諸収入金の徴収に関する条例施行規則（昭和35年北海道規則第100号）第4条及び第5条の規定は、法第74条第1項に規定する負担金等及び同条第5項の規定による延滞金（以下これらを「徴収金」という。）の徴収について準用する。

第13条の次に次の1条を加える。

（権限の委任）

第14条 支庁に属する徴収金（第12条において準用する北海道税外諸収入金の徴収に関する条例施行規則第4条又は第5条の規定により徴収の引受けをしたものを含む。）に係る滞納処分の事務は、当該支庁の長に委任する。

別記第5号様式の次に次の1様式を加える。

別記第6号様式（第11条関係）

| | |
|---|-----------------|
| 写真ちょう付欄 | 第 号 |
| | 滞 納 処 分 執 行 者 証 |
| | 所 属 |
| | 職 名 |
| | 氏 名 |
| | 年 月 日 生 |
| | 年 月 日 交 付 |
| <p>上記の者は、河川法（昭和39年法律第167号）第74条第3項の規定による滞納処分のため財産の差押え、質問、検査又は捜索を</p> | |

行うべき命令を受けた職員であることを証明します。

印

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

砂防法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月23日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第25号

砂防法施行細則の一部を改正する規則

砂防法施行細則（昭和40年北海道規則第130号）の一部を次のように改正する。

第1条中「明治30年法律第29号」の次に「。以下「法」という。」を加え、同条の次に次の1条を加える。

（滞納処分執行者証）

第1条の2 法第38条第1項の規定による費用及び過料（以下これらを「徴収金」という。）の徴収（以下「滞納処分」という。）のため財産の差押え、質問、検査又は捜索を行う場合において、当該職務を行うべき命令を受けた職員（以下「執行者」という。）は、別記第1号様式の滞納処分執行者証（以下「執行者証」という。）を携帯しなければならない。

2 執行者証は、本庁の執行者にあつては知事が、支庁の執行者にあつては支庁長が交付するものとする。

3 執行者は、執行者証を亡失したときは、直ちに当該執行者証を交付した知事又は支庁長に届け出なければならない。

4 執行者は、その身分を失ったときは、直ちに執行者証を当該執行者証を交付した知事又は支庁長に返還しなければならない。

第3条第1項中「別記第1号様式」を「別記第1号様式の2」に改める。

第13条の次に次の1条を加える。

（権限の委任）

第14条 支庁に属する徴収金（北海道税外諸収入金の徴収に関する条例施行規則（昭和35年北海道規則第100号）第4条又は第5条の規定により徴収の引受けをしたものを含む。）に係る滞納処分の事務は、当該支庁の長に委任する。

別記第1号様式を別記第1号様式の2とし、同様式の前に別記第1号様式として次の1様式を加える。

別記第1号様式（第1条の2関係）

第 号

滞納処分執行者証

写真ちょう付欄

所 属

職 名

氏 名

年 月 日生

年 月 日交付

上記の者は、砂防法（明治30年法律第29号）第38条第1項の規定による費用及び過料の徴収のため財産の差押え、質問、検査又は捜索を行うべき命令を受けた職員であることを証明します。

印

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

海岸法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月23日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第26号

海岸法施行細則の一部を改正する規則

海岸法施行細則（昭和45年北海道規則第58号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項、第6条第1項及び第7条第1項中「同条同項」を「同項」に改める。

第12条の2中「及び第9条から前条まで」を「、第9条から前条まで及び第17条」に、「同条同項」を「同項」に、「読み替える」を「、第12条の2第1項中「第35条第3項」とあるのは「第37条の8において準用する法第35条第3項」と、「同条第1項」とあるのは「法第37条の8において準用する法第35条第1項」と、「同条第2項」とあるのは「法第37条の8において準用する法第35条第2項」と読み替える」に改め、同条を第12条の4とし、第12条の次に次の2条を加える。

（滞納処分執行者証）

第12条の2 法第35条第3項の規定による同条第1項に規定する負担金等及び同条第2項に規定する延滞金（以下これらを「徴収金」という。）の徴収（以下「滞納処分」という。）のため財産の差押え、質問、検査又は捜索を行う場合において、当該職務を行うべき命令を受けた職員（以下「執行者」という。）は、別記第7号様式の滞納処分執行者証

(以下「執行者証」という。)を携帯しなければならない。

2 執行者証は、本庁の執行者にあつては知事が、支庁の執行者にあつては支庁長が交付するものとする。

3 執行者は、執行者証を亡失したときは、直ちに当該執行者証を交付した知事又は支庁長に届け出なければならない。

4 執行者は、その身分を失ったときは、直ちに執行者証を当該執行者証を交付した知事又は支庁長に返還しなければならない。

(徴収の引継ぎに関する規定の準用)

第12条の3 北海道税外諸収入金の徴収に関する条例施行規則(昭和35年北海道規則第100号)第4条及び第5条の規定は、滞納処分について準用する。

第14条及び第15条中「別記第7号様式」を「別記第8号様式」に改める。

第16条中「構造改善局」を「農村振興局」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(権限の委任)

第17条 支庁に属する徴収金(第12条の3において準用する北海道税外諸収入金の徴収に関する条例施行規則第4条又は第5条の規定により徴収の引受けをしたものを含む。)に係る滞納処分の事務は、当該支庁の長に委任する。

別記第7号様式を別記第8号様式とし、別記第6号様式の次に次の1様式を加える。

別記第7号様式(第12条の2関係)

| | |
|---|-----------------|
| 写真ちょう付欄 | 第 号 |
| | 滞 納 処 分 執 行 者 証 |
| | 所 属 |
| | 職 名 |
| | 氏 名 |
| | 年 月 日 生 |
| | 年 月 日 交付 |
| <p>上記の者は、海岸法(昭和31年法律第101号)第35条第3項の規定による同条第1項に規定する負担金等及び同条第2項に規定する延滞金の徴収のため財産の差押え、質問、検査又は捜索を行うべき命令を受けた職員であることを証明します。</p> | |
| | 印 |

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

北海道訓令第4号

本 庁
出 先 機 関

北海道官報報告規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年3月23日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道官報報告規程の一部を改正する訓令

北海道官報報告規程(昭和53年北海道訓令第3号)の一部を次のように改正する。

第1条中「訓令は、」の次に「官報及び法令全書に関する内閣府令(昭和24年^{総理府令第}大蔵省

1号)に基づく」を加える。

第2条の表1の項中報告事項の欄を次のように改める。

| |
|---|
| 1 地方自治法(昭和22年法律第67号)第14条第2項に規定する条例 地方自治法第14条第2項に規定する条例の制定又は改廃(ただし、条例の制定又は改廃が全国的にも影響するところが大きく、特に掲載の必要があるものに限る。) |
|---|

第2条の表4の項中「(昭和22年法律第67号)」を削り、同表5の項中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第4条中「総務大臣官房総務課長」を「総務省大臣官房総務課長」に改める。

別記第1号様式を次のように改める。

別記第1号様式(第2条関係)

| | | | | |
|-----|-----|-------------------|-----|-------|
| 第 号 | () | 次 の 条 例 を 制 定 し、 | 月 日 | 北 海 道 |
| 第 号 | () | 第 条 例 (北 海 道 条 例) | | |

「出給^ニ（選出）」に、「ノノ 勘^ル勘^ル勘^ル 出 給」を「ノノ 勘^ル勘^ル勘^ル（副知事） 出 給」に改め、同事項(注)を削り、同様式の4の事項中「監査委員」を「選挙管理委員会の委員」に、「副知事選出」を「選挙管理委員会の委員選出（挿入）」に、「（^{ノノ} 勘^ル勘^ル勘^ル）」を「（^{ノノ} 勘^ル勘^ル勘^ル）」に、「選出された」を「選出（挿入）された」に、「副知事 出 給」を「選挙管理委員会の委員 出 給」に改め、同事項(注)を削り、同様式の5の事項中「ノノ 勘^ル勘^ル勘^ル」を「ノノ 勘^ル勘^ル勘^ル」に改め、同事項の次に次のように加える。

(注)(2の事項から5の事項まで)

- 1 ¹()は前任者が退職し、後任者が任命等されるまで2日以上期間があった場合に、
²()は監査委員及び人事委員会委員の異動の場合に記載する。
- 2 異動日が同じ月であれば「 月 日退職し、同月 日」等とする。
また、同日であれば「 月 日退職し、同日」等とする。
- 3 2名の場合は「、委員及び、委員」と、3名以上の場合は「、委員、委員及び、委員」等とする。
- 4 4の事項において、任期満了する前に選挙が行われた場合は「 月 日任期満了となるため、 月 日次の者が選挙された。」とする。

別記第6号様式中「勘^ル勘^ル勘^ル」を「勘^ル勘^ル勘^ル」に改め、「^{ノノ} 勘^ル勘^ル勘^ル」及び「^{ノノ} 勘^ル勘^ル勘^ル」を削る。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

北海道訓令第5号

水 産 林 務 部
森づくりセンター

北海道有林野の整備及び管理に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成19年3月23日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道有林野の整備及び管理に関する規程の一部を改正する訓令
北海道有林野の整備及び管理に関する規程(平成14年北海道訓令第17号)の一部を次のように改正する。

目次中「第9条」を「第9条の3」に改める。
第5条第2項第2号を次のように改める。

(2) 計画の内容

- ア 森林の管理に関する事項
- イ 森林の整備に関する事項

ウ その他必要な事項

第5条第6項中「規定は」を「規定は、」に改める。
第6条第1項及び第7条中「水産林務部長」を「森林環境局長」に改める。
第8条第2項各号を次のように改める。

(1) 計画の基本的事項

- ア 目指す森林の姿
- イ 施業方法
- ウ 施業仕組

(2) 計画の内容

- ア 森林の管理に関する事項
- イ 森林の整備に関する事項
- ウ 小流域(管理区をその区域内的の河川の流域、市町村の境界、森林の特徴等を勘案して区分したものをいう。)ごとの森林の取扱いに関する事項
- エ その他必要な事項

第9条第1項中「策定した」を「策定しようとする」に、「水産林務部長」を「森林環境局長」に改める。

第3章中第9条の次に次の2条を加える。

(整備管理計画の進捗状況の整理)

第9条の2 森づくりセンター所長は、整備管理計画を策定した年度の翌年度以降、毎年度、森林環境局長の定めるところにより、当該整備管理計画の進捗状況を整理するものとする。

(整備管理計画の進捗状況の報告)

第9条の3 森づくりセンター所長は、森林環境局長の定めるところにより、前条の規定により整理した整備管理計画の進捗状況について、報告するものとする。

第10条中「水産林務部長」を「森林環境局長」に改める。

第11条の見出しを「(年次計画の報告)」に改め、同条中「水産林務部長の承認を受ける」を「森林環境局長の定めるところにより、これを報告する」に改める。

第12条中「水産林務部長」を「森林環境局長」に改める。

第14条中「水産林務部長」を「森林環境局長」に、「結果を」を「結果について」に改める。

第15条中「水産林務部長」を「森林環境局長」に、「結果を、」を「結果を」に改める。

第16条から第18条までの規定及び第19条(見出しを含む。)中「水産林務部長」を「森林環境局長」に改める。

附 則

この訓令は、平成19年3月23日から施行する。

告 示

北海道告示第185号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成19年3月23日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 落札に係る物品等の名称及び数量（1台1月当たりの単価）

- (1) パーソナルコンピュータの賃貸借 一式 19台
- (2) パーソナルコンピュータの賃貸借 一式 3台
- (3) パーソナルコンピュータの賃貸借 一式 8台

2 落札を決定した日

平成19年2月27日

3 落札者の氏名及び住所

- (1)ア 氏 名 富士通リース株式会社
イ 住 所 東京都新宿区西新宿二丁目7番1号
- (2)ア 氏 名 富士通リース株式会社
イ 住 所 東京都新宿区西新宿二丁目7番1号
- (3)ア 氏 名 北海道オフィス・マシン株式会社
イ 住 所 札幌市中央区大通西16丁目3丁目

4 落札金額

- (1) 2,394円
- (2) 3,150円
- (3) 2,583円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成19年1月16日付け北海道告示第26号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道総務部行政改革局総務業務センター
- (2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目

北海道告示第186号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり当該牛の死体の所有者に対し、当該牛の死体について、牛の伝達性海綿状脳症の発生の状況を把

握するための検査を受けることを命ずる。

平成19年3月23日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 実施の目的

牛の伝達性海綿状脳症の発生の状況を把握するため

2 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域 実 施 の 期 日
（当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日）

北海道 平成19年4月2日から平成20年3月31日まで

（ただし、奥尻町、羽幌町の天売及び焼尻、利尻町、利尻富士町、礼文町の区域を除く。）

3 実施の対象となる家畜の死体の種類及び範囲

牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）第6条第1項に基づく届出の対象となる牛の死体。ただし、牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則（平成14年農林水産省令第58号）第4条第2号から第4号までに該当する場合を除く。

4 実施の方法

- (1) 検査は、管轄家畜保健衛生所長が指定する施設で家畜防疫員が行う。ただし、施設への搬入は、牛の死体の診断又は検案を受けた後、遅滞なく受付時間内にするものとする。
- (2) 検査は、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条に定める方法による。

北海道告示第187号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり当該鶏の所有者に対し、当該鶏について、高病原性鳥インフルエンザの予察のための検査を受けることを命ずる。

平成19年3月23日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 実施の目的

高病原性鳥インフルエンザの発生予察のため

2 実施する区域及び実施の期日

実施する区域 実 施 の 期 日
（当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日）

北海道 平成19年4月2日から11月30日まで

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施の区域内で採卵の用に供する鶏で、家畜保健衛生所長が指定するもの

4 実施の方法

- (1) 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。
- (2) 検査は、血清抗体検査及びその他必要な検査による。

北海道告示第188号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条第1項の規定により、次のとおり当該牛の所有者に対し、当該牛について、牛のブルセラ病及びヨーネ病の予防のための検査を受けることを命ずる。

平成19年3月23日

北海道知事 高橋 はるみ

1(1) 実施の目的

牛のブルセラ病及びヨーネ病の発生予防のため

(2) 実施する区域の市町村名及び実施の期日

| 実施する区域の市町村名 | 実施の期日 (当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日) |
|-------------|------------------------------------|
| 蘭越町 | 平成19年5月21日から6月22日まで |
| 鷹栖町 | 同 4月9日から7月31日まで |
| 比布町 | 同 |
| 中富良野町 | 同 |
| 上富良野町 | 同 6月4日から8月17日まで |
| 津別町 | 同 |
| 清里町 | 同 4月2日から6月22日まで |
| 遠軽町 | 同 5月7日から8月10日まで |
| 上湧別町 | 同 4月9日から7月13日まで |
| 豊浦町 | 同 6月1日から7月31日まで |
| 洞爺湖町 | 同 |
| 安平町 | 同 |
| 日高町 | 同 7月2日から10月31日まで |
| 広尾町 | 同 5月7日から7月13日まで |
| 豊頃町 | 同 6月4日から8月10日まで |
| 大樹町 | 同 6月18日から8月31日まで |
| 釧路市 | 同 4月23日から7月13日まで |
| 根室市 | 同 4月2日から8月31日まで |
| 中標津町 | 同 7月2日から12月28日まで |
| 標津町 | 同 8月1日から11月30日まで |

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で搾乳の用に供する雌牛。ただし、生後24箇月未満のものを除く。

(4) 実施の方法

- ア 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。
- イ 検査は、家畜伝染病予防法施行規則(昭和26年農林省令第35号)第9条に定める方法による。

2(1) 実施の目的

牛のブルセラ病及びヨーネ病の発生予防のため

(2) 実施する区域の市町村名及び実施の期日

| 実施する区域の市町村名 | 実施の期日 (当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日) |
|-------------|------------------------------------|
| 稚内市 | 平成19年6月4日から7月27日まで |
| 猿払村 | 同 |
| 浜頓別町 | 同 |
| 中頓別町 | 同 |
| 枝幸町 | 同 4月9日から7月27日まで |
| 豊富町 | 同 6月4日から7月27日まで |

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で種付けの用に供する雄牛

(4) 実施の方法

- ア 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。
- イ 検査は、家畜伝染病予防法施行規則(昭和26年農林省令第35号)第9条に定める方法による。

北海道告示第189号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条第1項の規定により、次のとおり当該牛の所有者に対し、当該牛について、牛の結核病の予防のための検査を受けることを命ずる。

平成19年3月23日

北海道知事 高橋 はるみ

1(1) 実施の目的

牛の結核病の発生予防のため

(2) 実施する区域の市町村名及び実施の期日

| 実施する区域の市町村名 | 実施の期日 (当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日) |
|-------------|------------------------------------|
| 江別市 | 平成19年4月23日から6月29日まで |

| | |
|------|-------------------|
| 積丹町 | 平成19年4月2日から5月2日まで |
| 長沼町 | 同 5月7日から7月27日まで |
| 月形町 | 同 |
| 深川市 | 同 |
| 美深町 | 同 4月9日から7月31日まで |
| 幌延町 | 同 4月9日から6月29日まで |
| 枝幸町 | 同 4月9日から7月27日まで |
| 北見市 | 同 5月7日から9月28日まで |
| 伊達市 | 同 6月1日から7月31日まで |
| 室蘭市 | 同 |
| 清水町 | 同 5月7日から7月20日まで |
| 幕別町 | 同 5月28日から8月3日まで |
| 帯広市 | 同 6月11日から8月17日まで |
| 本別町 | 同 6月25日から8月31日まで |
| 中札内村 | 同 7月17日から9月14日まで |
| 標茶町 | 同 4月2日から7月13日まで |
| 釧路市 | 同 5月1日から7月6日まで |
| 別海町 | 同 4月2日から12月28日まで |
| 中標津町 | 同 5月21日から8月31日まで |

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で搾乳の用に供する雌牛。ただし、生後24箇月未満のものを除く。

(4) 実施の方法

ア 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。

イ 検査は、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条に定める方法による。

2(1) 実施の目的

牛の結核病の発生予防のため

(2) 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の 実 施 の 期 日
市 町 村 名 （当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日）

| | |
|------|--------------------|
| 羽幌町 | 平成19年6月4日から7月27日まで |
| 留萌市 | 同 |
| 稚内市 | 同 |
| 猿払村 | 同 |
| 浜頓別町 | 同 |

| | |
|------|-----------------|
| 中頓別町 | 同 |
| 枝幸町 | 同 4月9日から7月27日まで |
| 豊富町 | 同 6月4日から7月27日まで |

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で種付けの用に供する雄牛

(4) 実施の方法

ア 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。

イ 検査は、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条に定める方法による。

北海道告示第190号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり当該牛の所有者に対し、当該牛について、牛のヨーネ病の予防のための検査を受けることを命ずる。

平成19年3月23日

北海道知事 高橋 はるみ

1 実施の目的

牛のヨーネ病の発生予防のため

2 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の 実 施 の 期 日
市 町 村 名 （当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日）

| | |
|-------|--------------------|
| 石狩市 | 平成19年4月9日から5月25日まで |
| 千歳市 | 同 |
| 古平町 | 同 4月2日から5月2日まで |
| 蘭越町 | 同 5月21日から6月22日まで |
| 鷹栖町 | 同 4月9日から7月31日まで |
| 比布町 | 同 |
| 中富良野町 | 同 |
| 上富良野町 | 同 6月4日から8月17日まで |
| 津別町 | 同 |
| 清里町 | 同 4月2日から6月22日まで |
| 遠軽町 | 同 5月7日から8月10日まで |
| 上湧別町 | 同 4月9日から7月13日まで |
| 伊達市 | 同 4月2日から5月31日まで |
| 日高町 | 同 7月2日から10月31日まで |

浦 幌 町 平成19年7月17日から10月5日まで
 釧 路 市 同 4月23日から7月13日まで
 根 室 市 同 4月2日から8月31日まで
 中 標 津 町 同 7月2日から12月28日まで
 標 津 町 同 8月1日から11月30日まで

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で繁殖の用に供する肉用雌牛。ただし、生後24箇月未満のものを除く。

4 実施の方法

- (1) 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。
- (2) 検査は、家畜伝染病予防法施行規則(昭和26年農林省令第35号)第9条に定める方法による。

北海道告示第191号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条第1項の規定により、次のとおり当該馬の所有者に対し、当該馬について、馬伝染性貧血の予防のための検査を受けることを命ずる。

平成19年3月23日

北海道知事 高橋 はるみ

1(1) 実施の目的

馬伝染性貧血の発生予防のため

(2) 実施する区域の市町村名及び実施の期日

| 実施する区域の市町村名 | 実施の期日 (当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日) |
|-------------|------------------------------------|
| 石 狩 市 | 平成19年6月11日から7月27日まで |
| 千 歳 市 | 同 |
| 函 館 市 | 同 4月2日から5月25日まで |
| 赤 井 川 村 | 同 5月14日から6月15日まで |
| 興 部 町 | 同 6月11日から8月24日まで |
| 北 見 市 | 同 |
| 紋 別 市 | 同 |
| 大 空 町 | 同 6月4日から8月17日まで |
| 標 茶 町 | 同 6月11日から7月20日まで |

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄馬。ただし、生後180日未満のものを除く。

(4) 実施の方法

- ア 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。
- イ 検査は、家畜伝染病予防法施行規則(昭和26年農林省令第35号)第9条に定める方法による。

2(1) 実施の目的

馬伝染性貧血の発生予防のため

(2) 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の市町村名 実 施 の 期 日
 (当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日)

| | |
|-----------|---------------------|
| 石 狩 市 | 平成19年6月11日から7月27日まで |
| 千 歳 市 | 同 |
| 函 館 市 | 同 4月2日から5月25日まで |
| せ た な 町 | 同 4月9日から6月29日まで |
| 江 差 町 | 同 |
| 奥 尻 町 | 同 4月16日から7月27日まで |
| 赤 井 川 村 | 同 5月14日から6月15日まで |
| 小 樽 市 | 同 |
| 南 幌 町 | 同 4月2日から7月27日まで |
| 岩 見 沢 市 | 同 |
| 美 唄 市 | 同 |
| 滝 川 市 | 同 |
| 芦 別 市 | 同 |
| 東 神 楽 町 | 同 6月4日から8月17日まで |
| 愛 別 町 | 同 |
| 富 良 野 市 | 同 |
| 上 富 良 野 町 | 同 |
| 中 富 良 野 町 | 同 |
| 南 富 良 野 町 | 同 |
| 占 冠 村 | 同 |
| 興 部 町 | 同 6月11日から8月24日まで |
| 北 見 市 | 同 |
| 紋 別 市 | 同 |
| 大 空 町 | 同 6月4日から8月17日まで |
| 壮 瞥 町 | 同 5月1日から6月29日まで |
| 厚 真 町 | 同 |

むかわ町 平成19年5月1日から6月29日まで
 伊達市 同
 室蘭市 同
 平取町 同 4月2日から8月3日まで
 新ひだか町 同
 幕別町 同 4月2日から5月25日まで
 芽室町 同 4月2日から5月18日まで
 更別村 同 4月2日から5月25日まで
 浦幌町 同 4月2日から6月1日まで
 広尾町 同
 足寄町 同 4月16日から6月22日まで
 鹿追町 同 4月16日から6月15日まで
 清水町 同 4月23日から6月22日まで
 豊頃町 同 5月1日から6月29日まで
 標茶町 同 6月11日から7月20日まで
 根室市 同 6月1日から8月31日まで
 中標津町 同
 標津町 同
 羅臼町 同

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で飼育している馬。ただし、生後180日未満のもの及び種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄馬を除く。

(4) 実施の方法

ア 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。

イ 検査は、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条に定める方法による。

北海道告示第192号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり当該鶏の所有者に対し、当該鶏について、家きんサルモネラ感染症（ひな白痢に限る。）の予防のための検査を受けることを命ずる。

平成19年3月23日

北海道知事 高橋 はるみ

1 実施の目的

家きんサルモネラ感染症（ひな白痢に限る。）の発生予防のため

2 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の 実 施 の 期 日
 市 町 村 名 （当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日）

岩見沢市 平成19年4月2日から8月31日まで

由仁町 同

北見市 同 4月2日から9月28日まで

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施の区域内で飼育する種鶏、種鶏候補鶏及びこれらと同一鶏舎に飼育する鶏

4 実施の方法

(1) 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。

(2) 検査は、全血を用いるひな白痢急速凝集反応法による。

北海道告示第193号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、しろがね土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があった。

平成19年3月23日

北海道知事 高橋 はるみ

| 就退任の別 | 就退任年月日 | 理事・監事の別 | 氏名 | 住 所 |
|-------|------------|---------|------|-----------------|
| 就任 | 平成19. 3.11 | 理 事 | 坂上善久 | 上川郡美瑛町字藤野協成 |
| 同 | 同 | 同 | 岡田幸男 | 同 字北瑛第2 |
| 同 | 同 | 同 | 本山久和 | 同 字美沢早崎 |
| 同 | 同 | 同 | 大西政博 | 同 字瑠辺薬第3 |
| 同 | 同 | 同 | 千葉保雄 | 同 字美馬牛大成 |
| 同 | 同 | 同 | 齊藤 愷 | 同 字美沢美生 |
| 同 | 同 | 同 | 北村碩啓 | 空知郡上富良野町西2線北31号 |
| 同 | 同 | 同 | 井村昭次 | 同 西6線北22号 |
| 同 | 同 | 同 | 菅野博和 | 同 西12線北36号 |
| 同 | 同 | 同 | 数山善一 | 同 西13線北32号 |
| 同 | 同 | 同 | 布施紀昭 | 中富良野町字中富良野新田中農場 |
| 同 | 同 | 同 | 池田俊宏 | 同 字中富良野伊藤農場 |
| 同 | 同 | 同 | 北本正俊 | 同 字中富良野吉井農場 |
| 同 | 同 | 監 事 | 高嶋章広 | 同 字中富良野福原農場 |
| 同 | 同 | 同 | 中瀬 実 | 同 上富良野町西9線北29号 |
| 退任 | 同 19. 3.10 | 理 事 | 坂上善久 | 上川郡美瑛町字藤野協成 |
| 同 | 同 | 同 | 岡田幸男 | 同 字北瑛第2 |

| | | | | |
|----|-----------|----|------|------------------|
| 退任 | 平成19.3.10 | 理事 | 本山久和 | 上川郡美瑛町字美沢早崎 |
| 同 | 同 | 同 | 竹道照 | 同 字美沢美生 |
| 同 | 同 | 同 | 千葉保雄 | 同 字美馬牛大成 |
| 同 | 同 | 同 | 佐藤清一 | 同 字拓進 |
| 同 | 同 | 同 | 大西政博 | 同 字瑠辺薬第3 |
| 同 | 同 | 同 | 北村碩啓 | 空知郡上富良野町西2線北31号 |
| 同 | 同 | 同 | 井村昭次 | 同 西6線北22号 |
| 同 | 同 | 同 | 菅野博和 | 同 西12線北36号 |
| 同 | 同 | 同 | 坂東勝明 | 同 中富良野町字中富良野吉井農場 |
| 同 | 同 | 同 | 布施紀昭 | 同 字中富良野新田中農場 |
| 同 | 同 | 同 | 池田俊宏 | 同 字中富良野伊藤農場 |
| 同 | 同 | 監事 | 高嶋章広 | 同 字中富良野福原農場 |
| 同 | 同 | 同 | 中瀬実 | 同 上富良野町西9線北29号 |

北海道告示第194号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、道営土地改良(生田原地区畑地帯総合整備[担い手支援型])(農業用排水、区画整理、暗きよ、土層改良)事業の土地改良事業計画を定めた。

その関係書類は、北海道網走支庁に備え置いて、平成19年3月27日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。

また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

平成19年3月23日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第195号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、平成19年3月27日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同条第6項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。

また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

平成19年3月23日

北海道知事 高橋 はるみ

| 地区名 | 事業の種類 | 縦覧場所 |
|-------|---------------------------------|---------|
| 田代第2 | 経営体育成基盤整備(区画整理、農業用排水、農道、客土、暗きよ) | 北海道檜山支庁 |
| ほたるの里 | 中山間地域総合整備(農業用排水、ほ場整備、客土、暗きよ) | 北海道後志支庁 |
| 納内中央 | 経営体育成基盤整備(区画整理、農業用排水、暗きよ) | 北海道空知支庁 |
| 一己南 | 同 | 同 |
| 南竜 | 同(区画整理、農業用排水) | 同 |
| 西南 | 同(区画整理、農業用排水、暗きよ、客土) | 同 |
| 秩西 | 同 | 同 |

北海道告示第196号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成19年3月23日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 保安林予定森林の所在場所 目梨郡羅臼町麻布町60の1地先・108の1(以上1筆地先1筆について次の図に示す部分に限る。)
- (2) 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- (3) 指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐は、択伐による。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2(1) 保安林予定森林の所在場所 目梨郡羅臼町共栄町6の1地先(次の図に示す部分に限る。)
- (2) 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- (3) 指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道根室支庁産業振興部林務課及び羅臼町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第197号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成19年3月23日

北海道知事 高橋 はるみ

1 保安林の所在場所 虻田郡洞爺湖町大磯町15の1地先・青葉町69（以上1筆地先1筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、立木の伐採を禁止する。

大磯町15の1地先（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐は、択伐による。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道胆振支庁産業振興部林務課及び洞爺湖町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第198号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成19年3月23日

北海道知事 高橋 はるみ

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 瀬棚郡今金町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

今金町（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び今金町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第199号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成19年3月23日

北海道知事 高橋 はるみ

| 路線名及び縦覧場所 | 供用開始の区間 | 供用開始の期日 |
|---------------------------|--|------------|
| 道道小樽石狩線 北海道札幌土木現業所 | 石狩市横町20番4地先から 石狩市横町19番3地先まで | 平成19. 3.30 |
| | 石狩市横町9番3地先から 石狩市横町3番2地先まで | 同 |
| 道道月形厚田線 北海道札幌土木現業所 | 石狩市厚田区厚田258番1地先から 石狩市厚田区厚田517番1地先まで | 同 |
| 道道当別浜益港線 北海道札幌土木現業所 | 石狩郡当別町六軒町10番3地先から 石狩郡当別町字弁華別76番1地先まで | 同 |
| 道道岩内洞爺線 北海道小樽土木現業所 | 磯谷郡蘭越町字新見5番地先から 磯谷郡蘭越町字新見5番地先まで | 同 19. 3.23 |
| 道道吹上上富良野線 北海道旭川土木現業所 | 空知郡上富良野町1636番7地先から 空知郡上富良野町2243番61地先まで | 同 |
| 道上富良野旭中富良野線 北海道旭川土木現業所 | 空知郡上富良野町5141番1地先から 空知郡上富良野町5217番1地先まで | 同 |
| 道道麓郷山部停車場線 北海道旭川土木現業所 | 富良野市東京大学演習林34林班c小班地先から 富良野市東京大学演習林34林班c小班地先まで | 同 |

道道帯広の森公園線 帯広市南町南9線49番1地先から 平成19.3.23
北海道帯広土木現業所 帯広市南の森西10丁目5番10地先まで

北海道告示第200号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道網走土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成19年3月23日

北海道知事 高橋 はるみ

| | | |
|---|----------------------|-----------------------------|
| 1 | 道路の種類 | 道道 |
| 2 | 路線名 | 網走公園線 |
| 3 | 道路の区域 | |
| | 区 | 間 変更前後の別 敷地の幅員 延長 国道等との重複区間 |
| | 網走市字美岬75番2地先(河川敷地)から | 前 10.21mから 1,320.00m |
| | 網走市字美岬69番2地先(海浜地)まで | 後 19.90mから 1,311.00m |
| | | 92.60mまで |

北海道告示第201号

昭和53年北海道告示第3728号(北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定)の一部を次のように改正する。

平成19年3月23日

北海道知事 高橋 はるみ

2 売りさばき人の項札幌市農業協同組合の事項中「札幌市農業協同組合篠路中央支店」を「札幌市農業協同組合篠路支店」に改める。

道公安委員会規則

道路交通法の規定に基づく講習に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月23日

北海道公安委員会委員長 矢吹 徹雄

北海道公安委員会規則第5号

道路交通法の規定に基づく講習に関する規則の一部を改正する規則

道路交通法の規定に基づく講習に関する規則(平成元年北海道公安委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

目次中「第9章 安全運転教育巡回講習(第40条-第42条)」を「第9章 削除」に改める。

第9章を次のように改める。

第9章 削除

第40条から第42条まで 削除

別記様式第14号を次のように改める。

別記様式第14号 削除

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

道警察本部告示

北海道警察本部告示第36号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区(昭和43年北海道警察本部告示第23号)の一部を次のように改正し、平成19年4月1日から施行する。

平成19年3月23日

北海道警察本部長 樋口 建史

別表札幌方面西警察署の項中

| | | | | |
|---|------|--|-------------------|--|
| 同 | 山の手 | | 同 西区山の手2条6丁目2番14号 | 同 西区山の手1条及び2条の5丁目から西8丁目まで |
| 同 | 琴似本通 | | 同 西区山の手3条1丁目3番26号 | 同 西区琴似1条から琴似4条までの4丁目から7丁目まで、二十四軒3条及び二十四軒4条の6丁目及び7丁目、山の手1条1丁目から4丁目まで及び9丁目から13丁目まで、山の手2条1丁目から4丁目まで及び9丁目から12丁目まで、山の手3条1丁目から12丁目まで、山の手4条1丁目から11丁目まで、山の手5条1丁目から10丁目まで、山の手6条1丁目から9丁目まで、山の手7条5丁目から8丁目まで並びに山の手 |

を

| | | | | |
|--|--|--|--|------------------|
| | | | | 同 西区琴似1条から琴似4条まで |
|--|--|--|--|------------------|

| | | | | | |
|---|------|--|--|-------------------|--|
| 同 | 琴似本通 | | | 同 西区山の手3条1丁目3番26号 | の4丁目から7丁目まで、二十四軒3条及び二十四軒4条の6丁目及び7丁目、山の手1条1丁目から13丁目まで、山の手2条1丁目から12丁目まで、山の手3条1丁目から12丁目まで、山の手4条1丁目から11丁目まで、山の手5条1丁目から10丁目まで、山の手6条1丁目から9丁目まで、山の手7条5丁目から8丁目まで並びに山の手 |
|---|------|--|--|-------------------|--|

に改め、同表札幌方面岩見沢警察署の項中

| | | | | | |
|--------------------|-----|--|--|------------------|--|
| 札幌方面 岩見沢警 察署 | 宮 下 | | | 岩見沢市12条東1丁目13番地5 | 岩見沢市7条東（7条通以北を除く。）1丁目から9丁目まで、8条東1丁目から6丁目まで、9条東1丁目から9丁目まで（3丁目及び4丁目欠）、10条東1丁目から7丁目まで、11条東及び12条東の1丁目、6条西（6条通以北を除く。）から13条西（2丁目欠）までの1丁目から5丁目まで、春日町1丁目から4丁目まで、鳩が丘1丁目から4丁目まで、総合公園並びに東山町 |
| 同 | 美 園 | | | 同 美園5条4丁目2番1号 | 同 美園1条から美園4条までの1丁目から8丁目まで、美園5条2丁目から8丁目まで、美園6条6丁目から8丁目まで、美園7条8丁目、駒園1丁目から9丁目まで、南町1条から南町6条までの1丁目及び2丁目、南町7条から南町9条までの1丁目から5丁目まで、緑が丘1丁目から6丁目まで、南町、緑が丘並びに並木町 |
| | | | | | 同 1条西1丁目から14丁目まで、2条西1丁目から16丁目まで、3条西及び4条西の1丁目から18丁目まで、5条西1丁目から19丁目まで、6条西（6条通以北）1丁目から5丁目まで、6条西6丁目から20丁目まで、7条西6丁目から22丁目まで、8条西及び9条西の6丁目から23丁目まで、10条西18丁目から23丁目まで、北1条西11丁目から20丁目まで（12丁目 |

| | | | | | |
|---|-----|--|--|--------------|--|
| 同 | 駅 前 | | | 同 西5丁目8番地3 | 同 1条西から20丁目まで、北2条西及び北3条西の3丁目から20丁目まで、北4条西4丁目から20丁目まで、北5条西6丁目から20丁目まで、北6条西16丁目から20丁目まで、大和1条1丁目から9丁目まで、大和2条2丁目から9丁目まで、大和3条3丁目から9丁目まで、大和4条4丁目から8丁目まで、元町1条東及び元町2条東の1丁目から9丁目まで、元町3条東4丁目及び5丁目、元町1条西及び元町2条西の1丁目から3丁目まで、有明町南、有明町中央、大和町並びに若松町 |
| 同 | 東 光 | | | 同 東13丁目9番地16 | 同 1条東及び2条東の1丁目から15丁目まで、3条東1丁目から14丁目まで（5丁目及び6丁目欠）、4条東1丁目から16丁目まで、5条東1丁目から16丁目まで（9丁目欠）、6条東1丁目から14丁目まで、7条東（7条通以北）1丁目から9丁目まで、7条東10丁目から14丁目まで、8条東10丁目から12丁目まで、日の出南及び日の出北の1丁目から4丁目まで、日の出1丁目から10丁目まで並びに日の出町 |

を
「

| | | | | | |
|--------------------|-----|--|--|-----------------|--|
| 札幌方面 岩見沢警 察署 | 美 園 | | | 岩見沢市美園5条4丁目2番1号 | 岩見沢市美園1条から美園4条までの1丁目から8丁目まで、美園5条2丁目から8丁目まで、美園6条6丁目から8丁目まで、美園7条8丁目、駒園1丁目から9丁目まで、南町1条から南町6条までの1丁目及び2丁目、南町7条から南町9条までの1丁目から5丁目まで、緑が丘1丁目から6丁目まで、春日町及び鳩が丘の1丁目から4丁目まで、南町、緑が丘、並木町並びに総合公園 |
| | | | | | 同 1条西1丁目から14丁目まで、2条西1丁目から16丁目まで、3条西及び4条西の1丁目から18丁目まで |

| | | | | |
|---|----|--|---------------------|---|
| 同 | 駅前 | | 同 西5丁目8番 地3 | 1条 西1丁目から19丁目まで、6条西1丁目から20丁目まで、7条西1丁目から22丁目まで、8条西及び9条西の1丁目から23丁目まで、10条西1丁目から5丁目及び18丁目から23丁目まで、11条西から13条西(2丁目欠)までの1丁目から5丁目まで、北1条西11丁目から20丁目まで(12丁目欠)、北2条西及び北3条西の3丁目から20丁目まで、北4条西4丁目から20丁目まで、北5条西6丁目から20丁目まで、北6条西16丁目から20丁目まで、大和1条1丁目から9丁目まで、大和2条2丁目から9丁目まで、大和3条3丁目から9丁目まで、大和4条4丁目から8丁目まで、元町1条東及び元町2条東の1丁目から9丁目まで、元町3条東4丁目及び5丁目、元町1条西及び元町2条西の1丁目から3丁目まで、有明町南、有明町中央、大和町並びに若松町 |
| 同 | 東光 | | 同 東13丁目9番 地16 | 5条 東1丁目から15丁目まで、3条東1丁目から14丁目まで(5丁目及び6丁目欠)、4条東1丁目から16丁目まで、5条東1丁目から16丁目まで(9丁目欠)、6条東1丁目から14丁目まで、7条東1丁目から14丁目まで、8条東1丁目から12丁目まで(7丁目、8丁目及び9丁目欠)、9条東1丁目から9丁目まで(3丁目及び4丁目欠)、10条東1丁目から7丁目まで、11条及び12条の東1丁目、日の出南及び日の出北の1丁目から4丁目まで、日の出1丁目から10丁目まで並びに日の出町 |

| | | |
|--|--|--|
| | | 同 栗沢町美流渡栄町、栗沢町美流渡本町、栗沢町美流渡東町、栗沢町美流渡西町、栗沢町美流渡南町、栗沢町美流渡末広町、栗沢町美流渡東栄町、栗沢町美流渡錦町、栗沢町美流渡 |
|--|--|--|

| | | | | |
|----|-----|-----------------|---|---|
| に、 | 美流渡 | 同 栗沢町美流渡本町50番地2 | 吉野町、栗沢町美流渡若葉町、栗沢町美流渡桜町、栗沢町美流渡緑町、栗沢町美流渡楓町、栗沢町万字仲町、栗沢町万字曙町、栗沢町万字幸町、栗沢町万字巴町、栗沢町万字睦町、栗沢町万字英町、栗沢町万字寿町、栗沢町万字旭町、栗沢町万字西原町、栗沢町万字錦町、栗沢町万字二見町、栗沢町万字太平及び栗沢町西万字並びに清水町、奈良町及び毛陽町 | を |
| | 上志文 | 同 上志文町48番8 | 同 上志文町、朝日町、栗沢町宮村、栗沢町上幌及び栗沢町茂世丑 | |

| | | | | |
|--|-----|-----------------|---|-----------|
| | 美流渡 | 同 栗沢町美流渡本町50番地2 | 同 栗沢町美流渡栄町、栗沢町美流渡本町、栗沢町美流渡東町、栗沢町美流渡西町、栗沢町美流渡南町、栗沢町美流渡末広町、栗沢町美流渡東栄町、栗沢町美流渡錦町、栗沢町美流渡吉野町、栗沢町美流渡若葉町、栗沢町美流渡桜町、栗沢町美流渡緑町、栗沢町美流渡楓町、栗沢町万字仲町、栗沢町万字曙町、栗沢町万字幸町、栗沢町万字巴町、栗沢町万字睦町、栗沢町万字英町、栗沢町万字寿町、栗沢町万字旭町、栗沢町万字西原町、栗沢町万字錦町、栗沢町万字二見町、栗沢町万字太平及び栗沢町西万字並びに清水町、奈良町、毛陽町及び朝日町 | に改め、同表札幌方 |
| | 上志文 | 同 上志文町48番8 | 同 東山町、上志文町、栗沢町宮村、栗沢町上幌及び栗沢町茂世丑 | |

面夕張警察署の項中

| | | | | |
|-----------|-----|--|---------------|--|
| 札幌方面夕張警察署 | 未 広 | | 夕張市末広1丁目94番地1 | 夕張市本町1丁目から6丁目まで、末広1丁目及び2丁目、住初、社光、福住、丁未、小松、錦、富岡、高松、昭和、旭町、鹿の谷1丁目から3丁目まで、鹿の谷山手町、鹿の谷東丘町並びに千代田の一部 |
| 同 | 若 菜 | | 同 若菜10 | 同 若菜、平和、常盤、日吉、富野 |

| | | | | | |
|--------------------|------|--|--|-------------------|--|
| | | | | 番地28 | 及び千代田の一部 |
| を | | | | | |
| 札幌方面 夕張警察署 | 若菜 | | | 同 若菜10 番地28 | 夕張市丁未、錦、小松、富岡、福住、住初、高松、社光、本町1丁目から6丁目まで、昭和、旭町、未広1丁目及び2丁目、鹿の谷1丁目から3丁目まで、鹿の谷山手町、鹿の谷東丘町、常盤、日吉、若菜、平和、千代田並びに富野 |
| に改め、同表札幌方面砂川警察署の項中 | | | | | |
| 豊沼 | | | | | 豊沼 |
| 方面赤歌警察署の項中 | | | | | |
| 文京町 | | | | | 文京町 |
| 方面小樽警察署の項中 | | | | | |
| 札幌方面 小樽警察署 | 長橋 | | | 同 長橋3 丁目1番1号 | 小樽市長橋1丁目から5丁目まで、幸1丁目から4丁目まで、稲穂5丁目の一部(10番から29番まで)、清水町及び石山町の一部(36番から45番まで) |
| 同 | 手宮 | | | 同 手宮1 丁目3番1号 | 同 梅ヶ枝町、末広町、手宮1丁目から3丁目まで、錦町、豊川町、石山町の一部(1番から35番まで)、高島1丁目から5丁目まで、祝津1丁目から4丁目まで及び赤岩1丁目から3丁目まで |
| 同 | 小樽駅前 | | | 同 稲穂2 丁目22番14号 | 同 稲穂2丁目(10番、12番、14番及び16番から22番まで)、稲穂3丁目(6番から10番まで及び16番から22番まで)、稲穂4丁目(5番から16番まで)並びに富岡1丁目及び2丁目 |
| 同 | 色内 | | | 同 色内1 | 同 色内1丁目から3丁目、稲穂1丁目、稲穂2丁目の一部(1番から9番まで、11番及び13番並びに15番)、稲穂3丁目の一部(1番から5番まで) |

| | | | | | |
|--------------------|------|--|--|-------------------|---|
| | | | | 丁目14番3号 | 及び11番から15番まで)、稲穂4丁目の一部(1番から4番まで)、稲穂5丁目の一部(1番から9番まで)及び港町 |
| 同 | 花園 | | | 同 花園3 丁目1番1号 | 同 花園1丁目から4丁目まで、花園5丁目の一部(1番及び4番)、山田町、相生町、東雲町及び堺町 |
| 同 | 最上 | | | 同 最上1 丁目1番1号 | 同 緑1丁目から5丁目まで、最上及び天狗山の1丁目及び2丁目、松ヶ枝2丁目の一部(1番から4番まで、23番から26番まで)、花園5丁目の一部(2番及び3番)並びに旭町 |
| 同 | 入船 | | | 同 入船2 丁目11番8号 | 同 入船1丁目から5丁目まで、花園5丁目の一部(5番から10番まで)並びに松ヶ枝1丁目及び2丁目的一部分(5番から22番まで) |
| を | | | | | |
| 同 | 長橋 | | | 同 長橋3 丁目1番1号 | 小樽市長橋1丁目から5丁目まで、幸1丁目から4丁目まで及び清水町 |
| 同 | 手宮 | | | 同 手宮1 丁目3番1号 | 同 梅ヶ枝町、末広町、手宮1丁目から3丁目まで、錦町、豊川町、石山町、高島1丁目から5丁目まで、祝津1丁目から4丁目まで及び赤岩1丁目から3丁目まで |
| 同 | 小樽駅前 | | | 同 稲穂2 丁目22番14号 | 同 稲穂1丁目から5丁目まで並びに富岡1丁目及び2丁目 |
| 同 | 花園 | | | 同 花園3 丁目1番1号 | 同 花園1丁目から5丁目まで、色内1丁目から3丁目まで、港町、山田町、相生町、東雲町及び堺町 |
| 同 | 最上 | | | 同 最上1 丁目1番1号 | 同 緑及び入船の1丁目から5丁目まで、最上、松ヶ枝及び天狗山の1丁目及び2丁目並びに旭町 |
| に改め、同表札幌方面室蘭警察署の項中 | | | | | |
| | | | | | 室蘭市中央町、山手町及び海岸町の1丁目から3丁目まで、絵鞆町1丁目か |

| | | | | |
|---------|---|-------|------------------------|--|
| 室蘭駅前 | | | 室蘭市海岸町 1丁目20番地 6 | ら4丁目まで、清水町、本町、栄町、舟見町、小橋内町及び増市町の1丁目及び2丁目、港南町2丁目、常盤町、幸町、入江町、緑町、西小路町、沢町並びに幕西町 |
| を 「 | | | | |
| 室蘭駅前 | | | 室蘭市海岸町 1丁目20番地 6 | 室蘭市中央町、山手町及び海岸町の1丁目から3丁目まで、祝津町及び絵鞆町1丁目から4丁目まで、清水町、本町、栄町、舟見町、小橋内町及び増市町の1丁目及び2丁目、港南町1丁目及び2丁目、常盤町、幸町、入江町、緑町、西小路町、沢町並びに築地町 |
| に、 「 | 祝 | 津 | 同 築地町 135番地 | 同 祝津町1丁目から4丁目まで、港南町1丁目及び築地町 |
| を 「 | | 祝 津 | 同 築地町 135番地 | 同 室蘭港港内一円 |
| に、 「 | 同 | 高 砂 | 室蘭市高砂町 1丁目19番1 号 | 室蘭市高砂町1丁目から5丁目まで並びに宮の森町2丁目及び3丁目 |
| | 同 | 知 利 別 | 同 知利別 町3丁目11番 2号 | 同 知利別町2丁目から4丁目まで、天神町及び水元町 |
| を 「 | 同 | 高 砂 | 室蘭市高砂町 1丁目19番1 号 | 室蘭市高砂町1丁目から5丁目まで、宮の森町2丁目及び3丁目、知利別町2丁目から4丁目まで、天神町並びに水元町 |

に改め、同表旭川方面旭川中央警察署の項中

| | | | | |
|--------|-----|--|---|---|
| 「 | 忠 和 | | 同 忠和7 条5丁目1番 6号 | 同 忠和1条4丁目及び5丁目、忠和2条3丁目から6丁目まで、忠和3条1丁目及び3丁目から8丁目まで、忠和4条から忠和6条までの1丁目から8丁目まで、忠和7条1丁目から7丁目まで、忠和8条3丁目から6丁目まで、忠和9条4丁目、南が丘1丁目から3丁目まで、台場1条及び2条の1丁目から6丁目まで、台場3条及び4条の1丁目、台場東1丁目から4丁目まで、神居町忠和、神居町台場、神居町富岡、神居町春志内の一部(通称小鳥の沢以東)江丹別町嵐山並びに江丹別町春日の一部(鱒取川以東) |
| を 「 | 忠 和 | | 同 忠和7 条5丁目1番 6号 | 同 忠和1条2丁目、忠和1条4丁目及び5丁目、忠和2条3丁目から6丁目まで、忠和3条1丁目及び3丁目から8丁目まで、忠和4条から忠和6条までの1丁目から8丁目まで、忠和7条1丁目から7丁目まで、忠和8条3丁目から6丁目まで、忠和9条4丁目、南が丘1丁目から3丁目まで、台場1条及び2条の1丁目から6丁目まで、台場3条及び4条の1丁目、台場東1丁目から4丁目まで、神居町忠和、神居町台場、神居町富岡、神居町春志内の一部(通称小鳥の沢以東)江丹別町嵐山並びに江丹別町春日の一部(鱒取川以東) |
| 「 | | | 同 未広1条13丁目から15丁目まで、未広東1条13丁目から15丁目まで、未広2条13丁目、東鷹栖1条から東鷹栖4条までの1丁目から6丁目まで、東鷹栖東1条から東鷹栖東3条までの1丁目から6丁目まで、東鷹栖東1線17号から19号まで、東鷹栖1線及 | |

| | | | |
|----|------------------------------------|--|--|
| に、 | 東鷹栖 同 東鷹栖 4条4丁目 639番地の324 | び東鷹栖2線の10号から19号まで(12号及び13号欠)、東鷹栖3線10号から20号まで(12号及び13号欠)、東鷹栖4線10号から21号まで、東鷹栖5線及び東鷹栖6線の10号から22号まで、東鷹栖7線10号から21号まで、東鷹栖8線13号から21号まで、東鷹栖9線及び東鷹栖10線の13号から23号まで、東鷹栖11線13号から24号まで、東鷹栖12線18号から25号まで、東鷹栖13線及び東鷹栖14線の19号から25号まで、東鷹栖15線20号及び21号、東山、緑台並びに柏木 | を |
| 「 | 東鷹栖 同 東鷹栖 4条4丁目 639番地の324 | 同 未広1条及び2条の13丁目から15丁目まで、未広東1条13丁目から15丁目まで、未広東2条13丁目、東鷹栖1条から東鷹栖4条までの1丁目から6丁目まで、東鷹栖東1条から東鷹栖東3条までの1丁目から6丁目まで、東鷹栖東1線17号から19号まで、東鷹栖1線10号から19号まで、東鷹栖2線の11号から19号まで(12号及び13号欠)、東鷹栖3線10号から20号まで(12号及び13号欠)、東鷹栖4線10号から21号まで、東鷹栖5線及び東鷹栖6線の10号から22号まで、東鷹栖7線10号から21号まで、東鷹栖8線13号から21号まで、東鷹栖9線及び東鷹栖10線の13号から23号まで、東鷹栖11線13号から24号まで、東鷹栖12線18号から25号まで、東鷹栖13線及び東鷹栖14線の19号から25号まで、東鷹栖15線20号及び21号、東山、緑台並びに柏木 | に改め、同表旭川方 |
| 「 | 永 山 | 同 永山2条7丁目1番58号 | 同 永山1条から永山6条までの13丁目から24丁目まで、永山7条及び永山8条の13丁目から21丁目まで、永山町7丁目から16丁目まで並びに永山町 |

面旭川東警察署の項中

| | | | | |
|---|-----|--------------------|---|---|
| を | 永 山 | 同 永山2条7丁目1番58号 | 同 永山1条から永山6条までの13丁目から24丁目まで、永山7条及び永山8条の13丁目から21丁目まで、永山9条13丁目から16丁目まで、永山10条13丁目から15丁目まで、永山町7丁目から16丁目まで並びに永山町 | 」 |
| 「 | 東旭川 | 旭川市東旭川南1条3丁目2番9号 | 旭川市東旭川南1条1丁目から8丁目まで、南2条6丁目、北1条1丁目から8丁目まで、北2条5丁目から7丁目まで、北3条5丁目及び6丁目、下兵村、上兵村(通称北5丁目以東を除く。)並びに日の出(通称南6丁目以東の南端道路以北を除く。) | 」 |
| 「 | 東旭川 | 旭川市東旭川南1条3丁目2番9号 | 旭川市東旭川南1条1丁目から8丁目まで、南2条1丁目及び3丁目、南2条6丁目、北1条1丁目から8丁目まで、北2条1丁目、北2条5丁目から7丁目まで、北3条5丁目及び6丁目、豊岡4条から12条の11丁目、東旭川町下兵村、東旭川町上兵村(通称北5丁目以東を除く。)並びに東旭川町日の出(通称南6丁目以東の南端道路以北を除く。) | 」 |
| 「 | 西神楽 | 旭川市西神楽北1条2丁目604番地1 | 旭川市西神楽南1条及び西神楽南2条の1丁目から4丁目まで、西神楽北1条1丁目から4丁目まで、西神楽北2条1丁目から3丁目まで、西神楽1線4号から19号まで、西神楽2線及び西神楽3線の6号から19号まで、西神楽4線の7号から19号まで、西神楽5線18号及び19号、西神楽南13号から17号まで並びに新開 | 」 |
| 「 | | | 旭川市西神楽南1条及び西神楽南2条の1丁目から4丁目まで、西神楽北1 | 」 |

| | | | |
|-----|--------------------|--|-----------|
| 西神楽 | 旭川市西神楽北1条2丁目604番地1 | 条1丁目から4丁目まで、西神楽北2条1丁目から3丁目まで、西御料2条から4条までの3丁目、西神楽1線4号から19号まで、西神楽2線及び西神楽3線の6号から19号まで、西神楽4線の7号から19号まで、西神楽5線18号及び19号、西神楽南13号から17号まで並びに新開 | に改め、同表旭川方 |
|-----|--------------------|--|-----------|

面留萌警察署の項中

| | | | | |
|---|--|-----|-------------------|--|
| 同 | | 小 平 | 留萌郡小平町字小平町129番地の2 | 留萌郡小平町字小平町、字花岡、字白谷、字本郷、字岐富、字平和、字富里、字豊平、字桑園、字菊岡、字沖内および字豊岡 |
| 同 | | 鬼 鹿 | 同 大字鬼鹿字港町123番地1 | 同 大字鬼鹿 |
| 同 | | 達 布 | 同 字達布324番地 | 同 字住吉、寧楽、達布、滝下および川上 |

を

| | | | | |
|---|--|-----|--------------------|---|
| 同 | | 小 平 | 留萌郡小平町字小平町129番地の11 | 留萌郡小平町字小平町、字花岡、字白谷、字本郷、字岐富、字平和、字富里、字豊平、字桑園、字菊岡、字沖内、字豊岡、字住吉、字寧楽、字達布、字滝下及び字川上 |
| 同 | | 鬼 鹿 | 同 大字鬼鹿字港町123番地1 | 同 大字鬼鹿 |

に改め、同表釧路方面釧路警察署の項中

| | | | | |
|-----------|-----|--|--------------|--|
| 釧路方面釧路警察署 | 米 町 | | 釧路市米町3丁目2番9号 | 釧路市米町1丁目から4丁目まで、弥生町2丁目、知人町及び弁天ヶ浜 |
| | | | 同 富士見 | 同 富士見1丁目から3丁目まで、浦見1丁目から8丁目まで、宮本1丁目及び2丁目、弥生1丁目、南大通及 |

| | | | | |
|---|-----|--|---------|---|
| 同 | 富士見 | | 1丁目1番9号 | び大町の1丁目から8丁目まで、入船3丁目から7丁目まで、幣舞町、柏木町、千代ノ浦並びに港町 |
|---|-----|--|---------|---|

を

| | | | | |
|-----------|-----|--|--------------|--|
| 釧路方面釧路警察署 | 富士見 | | 同 富士見1丁目1番9号 | 同 幣舞町、富士見1丁目から3丁目まで、柏木町、千代ノ浦、宮本1丁目及び2丁目、弥生1丁目及び2丁目、浦見1丁目から8丁目まで、南大通及び大町の1丁目から8丁目まで、入船3丁目から7丁目まで、米町1丁目から4丁目まで、港町、知人町並びに弁天ヶ浜 |
|-----------|-----|--|--------------|--|

に、

| | | | | |
|---|-----|--|--------------|--|
| 同 | 駅 前 | | 同 北大通14丁目1番4 | 同 北大通及び黒金町の9丁目から14丁目まで、未広町10丁目から14丁目まで、栄町10丁目から12丁目まで、川上町11丁目、幸町9丁目から13丁目まで、浪花町9丁目から11丁目まで及び南浜町の一部(6番から8番まで) |
| 同 | 寿 | | 同 寿町1丁目6番1号 | 同 浪花町の12丁目及び13丁目、幸町14丁目、寿1丁目から4丁目まで、海運1丁目から3丁目まで、南浜町の一部(9番及び10番)、仲浜町、浜町並びに宝町 |

を

| | | | | |
|---|-----|--|--------------|--|
| 同 | 駅 前 | | 同 北大通14丁目1番4 | 同 北大通、川上町11丁目、栄町10丁目から12丁目まで、未広町10丁目から14丁目まで、黒金町及び幸町の9丁目から14丁目まで、浪花町9丁目から13丁目まで、寿1丁目から4丁目まで、海運1丁目から3丁目まで、南浜町の一部(6番から10番まで)、仲浜町、浜町並びに宝町 |
|---|-----|--|--------------|--|

に、

| | | | | | |
|---|-----|--|--|------------------|--|
| 同 | 春 採 | | | 同 春菜8 丁目1番16号 | 同 春採5丁目の一部(15番から18番まで)、春採7丁目及び8丁目(5番を除く。緑ヶ岡3丁目、緑ヶ岡5丁目並びに鶴ヶ岱3丁目) |
| 同 | 望 洋 | | | 同 春菜5 丁目13号1号 | 同 春採1丁目から4丁目まで、春採5丁目の一部(1番から14まで)、春採6丁目及び8丁目の一部(5番)、興津1丁目から4丁目まで、興津5丁目の一部(1番及び3番から30番まで)、桜ヶ岡1丁目の一部(1番から10番まで及び13番から18番まで)、桜ヶ岡2丁目並びに紫雲台 |

を

| | | | | | |
|---|-----|--|--|------------------|---|
| 同 | 望 洋 | | | 同 春菜5 丁目13号1号 | 同 春採1丁目から8丁目まで、興津1丁目から4丁目まで、興津5丁目の一部(1番及び3番から30番まで)、桜ヶ岡1丁目の一部(1番から10番まで及び13番から30番まで)、緑ヶ岡3丁目、緑ヶ岡5丁目、鶴ヶ岱3丁目並びに紫雲台 |
|---|-----|--|--|------------------|---|

に改め、同表釧路方面帯広警察署の項中

「 上土幌
中 央 」 を 「 上土幌 」 に、 「 大 正
中 央 」 を 「 大 正 」 に改める。

北海道警察本部告示第37号

安全運転教育巡回講習実施規程(平成9年北海道警察本部告示第31号)は、廃止する。

平成19年3月23日

北海道警察本部長 樋 口 建 史

